

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和7年4月 18 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400088 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2500001 号

## 第 1 結論

昭和 63 年＊月から平成 2 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 43 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 63 年＊月から平成 2 年 6 月まで

昭和 63 年＊月に国民年金の加入手続を行い、送付された納付書で毎月保険料も納付したのに、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間当時、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が必要であり、加入手続を行うことで記号番号が決定され、新たに記号番号を記載した年金手帳が交付されるか、既に所持している年金手帳に記号番号を記載して交付され、記号番号により国民年金の加入記録及び納付記録が管理されていた。

2 請求者は、「昭和 63 年＊月頃に国民年金の加入手続を行い、その際に年金手帳を交付された。」と主張し年金手帳の写しを提出しているところ、当該年金手帳の「国民年金手帳記号番号」欄には「＊」、国民年金の初めて被保険者となった日の欄には、「昭和 63 年＊月＊日」と記載されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された年金手帳の写しに記載されている記号番号「＊」は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、「払出年月日」欄に「平成 4 年 1 月 9 日」として請求者の氏名が記載されていることが確認できることから、平成 4 年 1 月 9 日に請求者の番号として決定し払い出されたものと認められる。

また、請求者は、「これまでに交付された年金手帳はこの 1 冊のみである。」としている上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に「＊」以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者が主張する時期に加入手続きが行われたことがうかがえる事情は見当たらず、オンライン記録によると、請求者の国民年金の被保険者資格の取得年月日（昭和 63 年＊月＊日）を記録する処理（以下「資格取得処理」という。）が行われたのは平成 4 年 1 月 10 日であると確認できることから、それまでは、請求期間は国民年金の未加入期間であったと認められる。

- 3 保険料の納付について、請求者は、「A 金融機関の窓口で送付された納付書に現金を添えて納付した。」と主張し、保険料額については、「B 市で 1 年目は毎月 1 万 5,000 円から 1 万 6,000 円で 2 年目は 2 万円くらいであった。」と陳述している。

しかしながら、上記 2 のとおり平成 4 年 1 月 10 日に資格取得処理が行われるまでは、請求期間は国民年金の未加入期間のため保険料を納付することができない。

また、資格取得処理が行われた平成 4 年 1 月 10 日において、平成元年 11 月分以前の保険料は、納期限から 2 年が経過し時効により納付することができない。

さらに、B 市が管理していた請求者に係る国民年金被保険者名簿においても、請求期間である昭和 63 年＊月から平成 2 年 6 月までの期間の保険料納付の状況を記録する欄は、未納を表す空欄となっていたことが確認できる。

加えて、請求期間当時の国民年金の保険料額は、昭和 63 年度は 7,700 円、平成元年度は 8,000 円、平成 2 年度は 8,400 円であり、請求者が納付したと主張する金額とは差があり、また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、請求者が毎月保険料を納付していたとする A 金融機関は、国民年金保険料の納付書の金融機関控え等の保存期間は 10 年とされているため、請求期間当時のものは、既に廃棄済みである旨回答している。

- 4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。